

平成20年4月9日

## 水先制度の一部変更について

平成19年4月に施行された改正水先法に基づき、制度改革が進められてきましたが、本年4月1日から下記事項について実施の運びとなりましたので、お知らせ致します。

### 1. 水先料金の届出制への移行

(1) 水先料金は従来の省令料金から「上限認可・届出料金」に移行しました。

(2) 料金は、上限の範囲で水先人が自由に料金を設定できる上限認可制となります。個々の水先人が認可申請及び届出を行ったため、本欄では料金表は掲示しておりません。

国土交通省から告示された自動認可額(上限額)については次のホームページでご参照下さい。

・<http://www.mlit.go.jp/maritime/shikaku/date/jogenkojigaku.pdf>

(3) 当会の水先料金は、従来より約9%の引下げとなります。

今回の制度改革により水先料金は全国で14億円引き下げられました。これで料金縮減額は平成15年以降の累計で約50億円となりました。

### 2. 水先人の指名制の導入

(1) 当会に水先要請をされる際に次の「水先人の選任(指名)」が可能な制度になります。

業務歴など一定要件に該当する水先人(又はグループ)の指名

特定水先人の指名

特定の水先人(又はグループ)以外の要請

(2) 当直水先人リストや引受要領など指名関連情報は、当会の代理店用ホームページに掲載しております。

(3) 指名要請は、「引受事務要領」をご参照のうえ、従来どおり水先人会(合同事務所)に対し、文書など(口頭以外の)確実な方法によりお申し込み下さい。

(4) 指名に応じられない合理的な説明がないなど疑問に思われる点があれば、当会のユーザー対応窓口にお申し出下さい。担当委員会等が適切に調査し、措置した上でご回答します。

### 3. 水先約款の変更

(1) 上記の変更に伴い、水先人全員が水先約款の関連条文を変更して国土交通省に届出を行いました。

(2) 水先約款の主な変更部分は次のとおりです。

#### 第8条

新人水先人の研修など水先人会が定める研修を行う場合には、共同2人乗りを行うことができるものとした。

(注)この場合の水先料金は、1人で業務を実施した場合と同額です。

#### 第9条

水先開始時刻の大幅な変更又は水先人の急病など特別な事情が発生した場合は、一旦締結した水先契約を解除することができることを明記した。

(注)本件は特定の個人に対する指名があった場合に限定した対応であり、原契約を一旦解除した上、改めて他の水先人と契約し直す(他の水先人が赴く)こととなります。

#### 第16条

水先料金が省令料金から「国土交通大臣に当該水先人が届け出た額」に変更されたことに伴い、その旨を明記した。

(3) 当会の「水先約款」については、ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

以 上